

一般社団法人 岐阜県馬主会新馬購入補助事業実施規程 (令和4年度用)

(目的)

第1条 この事業は、せり市場購入馬及び自らが所有する繁殖牝馬が生んだ競走馬(以下「仔分け馬」という。)並びに牧場主と馬主が売買契約により購入した競走馬(以下「庭先取引馬」という。)を、一般社団法人岐阜県馬主会(以下「馬主会」という。)会員の馬主に対して、新馬購入補助事業補助金を交付することにより、優良2歳馬の在厩を促進するとともに強い馬づくりを図り、あわせて本会会員の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金を交付する対象馬(以下「対象馬」という。)は、馬主会が認めた、せり市場等で購入し馬登録を笠松競馬場で行った、未出走で笠松競馬場厩舎に入厩した馬とする。ただし、複数の馬主が共有する馬(岐阜県馬主会会員が共有する場合を除く。)は対象馬としない。及び馬主会会員所有の仔分け馬(馬主会員が母馬のオーナー名義で一走でも走らせた履歴がある場合も認める)並びに庭先取引馬で、笠松競馬場で初出走する2歳馬とする。

(参加資格)

第3条 本規定による新馬購入補助事業に申請できる者は、令和3年度7月末現在において馬主会会員であり、対象馬が笠松競馬在厩中は引き続き会員であること。対象馬は馬主1人につき1頭とする。また、馬主会会員が代表者を決定の上、グループ(5名以内)で申請することができる。その場合は1グループにつき1頭とする。但し、グループ会員となった会員は、個人会員と兼ねて申請する事はできません。

(補助額)

第4条 補助額は、対象馬1頭につき150万円とする。また、輸送費として、10万円を補助する。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする馬主は、岐阜県地方競馬組合の実施する能力審査に合格後直ちに、様式1号の新馬購入補助事業補助金交付申請書兼誓約書に売買契約書の写し、血統登録証明書の原本並びに馬登録証の写しを添付して馬主会へ申請する。その際、売買を証明できる書類に記載された購買者名は、馬主会会員またはグループ代表者名と同一名義であることとする。ただし、せり市場における販売申込者(出品者)もしくは、所有者と実質的に一体の関係にあるとみなされる馬主は、補助金の申請ができない。

2 補助金の交付決定額の累計が予算額に達した時点で、申請書の受理を終了する。

(補助金の交付決定と通知)

第6条 馬主会は、申請書を受理した日付順に申請内容を審査するものとする。

- 2 同日付で受理した申請書については、対象馬が能力審査に合格した日付順に申請内容を審査するものとする。
- 3 補助金交付申請書を受理した日付、対象馬が能力審査に合格した日付がいずれも同一である申請について、申請額の総額が予算の残額を超える場合には、予算の残額を申請額で按分して交付決定を行う。
- 4 馬主会は、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に様式3の補助金交付決定通知書を送付し、様式2の新馬購入補助事業補助金交付請求書の提出を求めるものとする。

(支給方法)

第7条 馬主会は、新馬購入補助事業補助金交付請求書を審査のうえ、馬主本人名義の口座に振り込むものとする。

(馬主の義務)

第8条 補助金の交付を受けた馬主は、対象馬を3歳の11月30日まで笠松競馬場に在籍させなければならない。また、この期間中は、対象馬を第三者に譲渡することはできない。但し、笠松競馬場在厩時に笠松競馬番組に10競走以上出走させ、かつ10競走時点での笠松競馬番組の累積取得賞金が10万円未満の馬はこの限りでない。

(補助金の返還)

第9条 馬主が本規定に違反した場合及び岐阜県馬主会を退会した場合は、既に交付された補助金の全額を返還しなければならない。ただし、対象馬が一般社団法人岐阜県馬主会死傷馬見舞金規程の支給に相当する事故により死亡、と殺又は用途変更となった場合及び馬主会が特に認めた場合は返還を要しない。

- 2 補助金を返還することになった馬主は、補助金を返還することとなった年度の翌年度は、補助金の交付を受けることができない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、新馬購入補助事業に関する必要な事項は、理事会の議決を経るものとする。

附則 この規程は、平成30年7月13日から施行する。

附則 この規程は、令和元年7月21日から施行する。

附則 この規程は、令和元年8月15日から施行する。

附則 この規程は、令和2年1月7日から施行する。

附則 この規程は、令和2年6月4日から施行する。

附則 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月16日から施行する。

附則 この規程は、令和3年6月25日から施行する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県馬主会
会 長 鈴 木 和 彦 様

住 所
氏名又は法人名
グループ代表者名 印

令和 4 年度岐阜県馬主会新馬購入補助事業補助金交付申請書兼誓約書

岐阜県馬主会新馬購入補助事業補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。
なお、私(馬主名) は、当申請書を提出するにあたり岐阜県馬主会新馬購入補助事業実施規程の記載事項を遵守することを誓約します。

交付の可否及び交付額その他につきましては、すべて馬主会の決定に従い異議は申し立てません。

記

1. 補助金の交付申請額 円 (輸送費補助含む)
2. 能力試験合格日 令和 年 月 日
3. 馬 名
4. 預託調教師名
5. 購入価格 (税抜き) 円
6. 輸送費補助金 100,000 円
7. 添付書類
売買契約書の写し
血統証明書の本
馬登録証の写し (裏面に記載がある場合は、裏面の写しも併せて)

様式第2号

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県馬主会
会長 鈴木和彦様

住 所
氏名又は法人名
グループ代表者名 印

令和4年度岐阜県馬主会新馬購入補助事業補助金交付請求書

私所有の下記の競走馬については、能力検査に合格しましたので新馬購入補助事業補助金を請求します。

記

1. 補助金の交付請求額 円 (輸送費補助含む)
2. 能力試験合格日 令和 年 月 日
3. 馬 名
4. 預託調教師名

様式第3号

一社岐馬 第 号
令和 年 月 日

馬 主

様

一般社団法人岐阜県馬主会
会 長 鈴 木 和 彦

交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった新馬購入補助事業に対する補助金については、一般社団法人岐阜県馬主会新馬購入補助事業実施規程第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同条の規定により通知します。

記

補助金の額

円